

第3回 千代田区地域福祉計画策定委員会

— 議 事 録 —

千代田区 福祉総務課

第3回 千代田区地域福祉計画策定委員会 次第

令和3年12月24日（金）

午前10時～12時

千代田区役所4階 401会議室

○次 第

1 開会

2 議事

(1) 千代田区地域福祉計画2022(素案)について

<資料1・2、参考資料>

(2) その他

3 閉会

【資料】

1 第2回策定委員会及び素案（たたき台）へのご意見

2 千代田区地域福祉計画2022 素案（概要）

参考 千代田区地域福祉計画2022（素案）

○委員(敬称略)

出席 8 名 欠席 1 名

	役職	氏名	団体名	出欠
1	委員長	菱沼 幹男	日本社会事業大学准教授	出席
2	委員	石山 麗子	国際医療福祉大学大学院教授	欠席
3	委員	長尾 愛女	弁護士 (保健福祉オンブズパーソン)	出席
4	委員	角谷 幸子	民生・児童委員協議会会長	出席
5	委員	小笠原 桂子	障害者共助会	出席
6	委員	廣木 朋子	社会福祉協議会地域支援課長	出席
7	委員	松井 和代	シルバー人材センター	出席
8	委員	金子 久美子	NPO 法人リーブ・ウイズ・ドリーム理事長	出席
9	副委員長	歌川 さとみ	保健福祉部長	出席

*web 出席

○事務局

	役職	氏名
1	福祉総務課長	佐藤 久恵
2	福祉総務課	太田 彩緒里、青木 寛樹、下平 峻介、釜澤 惟
3	オブザーバー	ジャパンインターナショナル総合研究所 木村 朗、新橋 明奈

傍聴 0 人

1 開 会

○事務局 ただいまから、第3回地域福祉計画策定委員会を開催させていただきます。お寒いなか、そしてクリスマスイブという押し迫った時期にお集まりいただきましてありがとうございます。前回からいただいたご意見を踏まえて案を作成いたしましたので、忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、始めに資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしております資料の上から次第、資料1「第2回策定委員会での意見、素案（たたき台）に対する意見と対応」、資料2「地域福祉計画2022」本日現在の素案の概要版、それから事前にご覧いただくための参考資料として、令和3年12月21日版の素案、厚い冊子をお送りしております。資料の不足等ございませんでしょうか。

本日の会議につきましてですが、いつも通り公開とさせていただきます。本日傍聴のご希望はございませんが、議事録はいつもと同様、公開させていただきますので、よろしくお願いいいたします。ご発言の際は、始めにお名前をおっしゃって頂ければと思います。

本日の会の成立でございますが、石山委員が本日ご欠席、松井委員は30分程遅れるというご連絡を頂戴しております。長尾委員がまだお見えになっておりませんが、ご出席の予定でございます。半数以上の委員の方のご出席で成立ということになっておりますので、この会議は成立している事をお知らせいたします。では、早速ですが委員長、進行をお願いいいたします。

2 議事

(1) 千代田区地域福祉計画2022(素案)について

○菱沼委員長 皆さんおはようございます。年末の時期ですけれども、事務局の方々が頑張ってくださって、素案をまとめていただいております。そこを委員会として確認してからパブリックコメントを行うことは大事だと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

今日は、素案についてご説明をいただいた後に皆さん方からそれぞれご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。では、早速議題に入っていきます。千代田区地域福祉計画2022の素案について説明をお願いいいたします。

○事務局 それでは、事務局よりご説明申し上げます。まず資料1をご覧ください。前回第2回策定委員会でいただいたご意見と冊子に書き込み等でいただいたご意見をカテゴリーごとに大まかにまとめたものでございます。上から順に確認してまいりたいと思っております。順番は話題になった順番というところもありますがご容赦ください。

まず1番目、支援者支援です。今回の計画では、支援の対象になる方が主になっているが、支援が必要な方がいれば対になってケアしている人がいるということを配慮した方がよいのではないか、というご意見です。ヤングケアラーについてのご指摘もございましたが、子ども部と話をした結果、特にヤングケアラーというカテゴリーでケアをしている側の対応を進めるという考えではないという確認をしました。ヤングケアラーの扱いについては、少し事務局で工夫をしたいと思っておりますが、区の方向性として「対応します」という方向にはおそろくならないかと思っております。

それから若者支援について、ご意見を複数いただきました。個々の対応については、後ほどご覧いただければと思いますが、例えば「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」は本区では策定していないので記載しないとかがといった点です。その分、コミュニティソーシャルワーカーが配置されれば、制度として用意がないものについてもケアの部分でサポートができるのではないかと先生からのご意見がありましたので、今の本区の体制の中ではその部分が一層重要になろうかと思えます。地域の居場所づくりとして高齢者や子育て世代のサロンの記載が現状行われておりますので、15歳、22歳の居場所づくりも必要ではないかというご意見をいただいております。こちらについては今後の課題として整理をしたいと考えておりますので、記載箇所を検討させていただきます。

続きまして地域づくりのイメージです。コミュニティソーシャルワーカーの具体的な取組を入れて欲しいということでしたので、冊子の中にコラムとしてご説明のページを設けております。

続きまして、図表の重層的支援体制整備事業の中に若者支援がなぜ入っているのかというご指摘をいただきました。この図は、区の対応とは別に厚生労働省が発出しているものです。区が手を加えられるものではございませんので、そのまま掲載をしているということでございます。

次のページをおめくりください。こちらには大学の関りについてのご意見を複数いただいたものを載せております。千代田区では区内の11大学との連携が既に事業として動いておりますので、その仕組みの中で対応するという風に記載をしたいと考えております。特に災害時についても支援協定を結んでの連携がございますので、その旨記載をしております。

続きまして学習に関する事項です。生涯学習について記載をすることが重要だというご意見を複数いただきました。前回の案には確かにその部分が少し抜けていたと思っておりますので、地域振興部と調整をいたしまして、作業部会の中で「ちよだ生涯学習カレッジ」の取組の紹介もございましたので、事業として掲載しております。

続きましてSNSの活用です。SNSについては、今後の福祉の情報発信ということで、若者への配慮についてもあわせて記載をしております。

続きまして、出張所の活用です。出張所については今後の出張所のあり方検討の中で協議予定でございます。まだ出張所も自分達の出張所をこれからどうしていこうかと検討を始めたばかりですので、こちらは今後検討しますという書き方になるかと思えます。

続きまして母子支援施設整備です。こちらについては、配偶者暴力相談支援センターについても具体的な意見や言及があったのですが、こちらは来年度の予算がまだ成立しておりませんので、はっきり計画の中でいつ設置しますと書くのは控えようと思っておりますが、来年度予算も確保する予定で国際平和・男女平等人権課が準備をしておりますので、そういったことが方向としてわかる様な書き方で反映をさせる予定でございます。

続きまして、子どもの部分の記載が少ないのではないかと、というご意見をいただきました。先ほどご説明しましたような子ども部の考え方があるのですが、こちらで把握して書けるものについては、少し書き込みをしていこうということで、具体的な反映をしております。

続きまして、災害対策です。避難計画の作成や訓練はどうなっているのかというご意見がありまして、こちらは今年度の事業として福祉総務課で進んでいますので、その中でそうい

ったご意見をいただいているということは共有しております。今後の訓練で実際行った結果での改善活動もごございますので、そこでいただいたご意見も合わせて反映させる様に情報共有をしております。

続きましてバリアフリーです。ユニバーサルデザイン施設の整備を図るということを入れてはどうかというお話でしたが、施設整備の担当の考えとしては、通常業務としてこういったことには取り組んでいるとのことでした。そのため、特に計画に目出しするようなことではなく日常的に行っているという考えとして、特に明示はしないという方向でまとめていきたいと思います。

続きまして4ページ目、権利擁護の部分です。権利擁護については虐待だけを問題にしている様に見えるとか、色々な人権をごっちゃに扱っているのではないかというご意見があり、整理してみましたので、今日ご意見をいただきたいところです。また、今回は成年後見制度の利用に関する部分を基本目標の4ということで分けて整理をしておりますので、その点については後ほどご説明をいたします。

成年後見制度については、ここに複数のご意見をいただいております。少し具体的な記載になりますので、本文の所でご説明をしていきたいと思いますが、権利擁護ネットワーク、関係者が連携を図ったなかで、会議等で必要な方には早期から制度を利用していただけるような仕組みづくりが大きな課題になります。それをどの程度計画に書き込むかという点は、まだその仕組み自体が今後の取り組みになりますので、今日ご意見をいただいて、どの様な書きぶりにするかはご相談できればと思っております。中核機関の設置、役割分担についても同様でございます。

5ページの虐待防止とセルフネグレクト。こちらの部分はセルフネグレクトと意思決定支援と分けて解明した方が良いのではないかとということで、書き分けて対応したつもりですが、そうなっているのかどうか、後ほどご確認を頂ければと思います。

障害者差別解消についてのご意見を複数いただいております。いただいたご指摘については、右の欄にあります様に、上から三つ目の所まではある程度書き分けたり、追加したりということで対応したんですけれども、障害者の意思疎通支援についての記載についてご指摘をいただきましたが、今回、文字数が多いというご指摘があったので、今回大幅に内容を変更しております、この部分に必要なだということであれば、記載するというので、改めてご指摘を頂ければと思っております。

続きましては、6ページをお願いいたします。こちらは今後の検討事項に対するご意見ということで、先程の成年後見と同様ですぐに対応できませんが、例えば今後地域の支え合い組織の具体化を図る時ですとか、個人情報の共有の仕組みを考える時、それに伴ってアウトリーチの方向を考える時にこういったご意見をいただいているということを踏まえた対応を検討していくということで、これは事務局の方でお預かりするご意見としてまとめております。いただいたご意見の整理については以上でございます。

それでは、厚い冊子の方をご覧ください。前回の計画の素案とは大幅に文字が少なくなり、構成も変わっていると感じになったかと思えます。この変更の考え方についてですが、繰り返しになりますが、全体として文字量が多いというご指摘が複数ありましたので、それぞれの柱が明確になる様に、少し情報量を削減いたしました。今回包含する予定で策定

を進めていた成年後見制度利用促進基本計画の部分。概要版の項目の所で見ると、その計画に該当しますという風にマーキングして示す様な書きぶりにしていましたが、ここが計画にあたる部分とわかる様に独立して記載するという考え方で、一旦こういった案もどうかということをつくっております。色々修正がかかりましたが、写真ですとかコラムですとか、図表については今後の作業になりますので、特にネットワークの関係の図については複数ご意見をいただいていたことでもありますので、本日も改めてご意見を頂戴できればと思います。

冊子の項目を見て参りたいと思いますが、第1章の部分は特に内容については、変更しておりません。14ページ、第2章をご覧頂くと、15ページの基本目標の部分、前回お示した案では、基本目標2 成年後見制度の普及促進とあった部分を基本目標4として独立して記載しております。ただ権利擁護の考え方としては、ちよだ成年後見センターは広く捉えた中での制度運用ということで、事務を実施している所でこれを分けてしまったことで、権利擁護と成年後見制度の関係のつながりが少しわかりにくくなったのではないかという懸念も持っているようですので、そういった所は後程ご意見を頂戴できればと思います。1枚めくっていただいて施策体系の所です。今の関連でいうと、基本目標4として成年後見制度の普及が独立した形ですが、基本目標2の施策3 権利擁護支援の体制整備が最も基本目標4と関わりが深い部分になっています。考え方として、今、基本目標4に独立させていますけれども、基本目標2で施策を1から4とたてているものに、成年後見制度を追加し、5つにする、基本目標2の施策3「権利擁護支援の体制整備」と施策4「成年後見制度の普及」というかたちにして成年後見制度の利用促進計画にするという考え方もありますので、そういったあたりもご意見を頂ければと思います。

続きまして18、19ページ。こちらはジャパン総研さんが圏域の図を書き直してくださいました。麴町地域、神田地域、福祉の圏域、各出張所地域という、こういった圏域の考え方ができるということを図にしてあります。

続きまして20ページ、21ページです。ここの部分はコミュニティソーシャルワークと地域づくりのイメージということで、千代田区の将来像を描いておりますけれども、それについての解説を今回新たに右側に追加してあります。この説明で皆さんの認識をそろえることができるかどうか、わかりにくい点、疑問等あればお願いしたいと思います。

続きまして第3章、22ページからです。こちらは大きく構成として変えましたのは、以降の章も同じですけれども、例えば施策1、23ページをご覧いただくと、取組の方向性、区がこういう風に考えておりますという取組の方向性を示した上で、地域の皆さまにお願いしたいことを併記するという形をとっています。もう一枚めくっていただいて、24、25ページをご覧ください。左側のページが現状と課題で、重点事業の見出しが24ページに来てしまっていますけれども、この重点事業からが25ページになります。(2)についても、現状と課題、重点事業という風に進んでいく構成といたしました。施策1全体にかかるその他の関係する事業については、27ページに事業名と所管を列挙する様な形になっておりまして、前回はかなり事業の説明等ございましたが、ここは簡素化しております。28ページ以降は少し見出し等を置き換えましたのと、同じ様な構成で全部整理し直しておりますが、内容としては大きくは変わっておりません。この状態で、重点事業とその他実施していく事業という振り分けについて、何を重点にするかについては事務局の方で一定の判断をさせていただいてお

りますが、今後5年間にわたって、こんな事業が重点であるべきではないかというご意見があれば、本日頂戴したいと思います。

大きく構成が変わった所といたしますと、45ページ基本目標2「支援を必要とするすべての人を包み込む『360度まるごと』支援体制をつくる」、支援体制の構築というピンクのページですけれども、ここが成年後見制度の部分が後ろに抜けた関係で少し構成が動いています。ここも同じ様な構成で、46ページ(1)早期発見、アウトリーチの体制強化、47ページ(2)断らない相談窓口体制強化、48ページにその支援体制のイメージ図がございます。こちらにもいくつかご意見を頂戴しておりましたので、まだ意見を反映しきれていない部分もあろうかと思っておりますので、もし何かお気づきの点があれば、改めてご意見を頂戴したい所です。

同様に少し簡素化した中で動いたのが57ページの権利擁護支援の体制整備です。ここは成年後見の制度がなくなりましたので、58ページ、59ページの所で(1)人権と本人意思の尊重、(2)虐待防止対策の推進という2つの項目を立てたページ構成として、ここは具体的な大きな事業をどう立てるかが悩ましかったところなので、こういった重点課題について、ご意見をいただければと思います。

同様に65ページからが担い手づくりの部分で黄色い色分けになっています。ここは内容としては大きく変わらずに構成の変更と簡素化ということで進めています。

75ページの学習について、福祉教育の部分で生涯学習を含めた方が良いなど、複数ご意見を頂戴しましたので、この様にまとめましたのでご覧頂ければと思います。特に76、77ページで、最初に福祉の情報発信でユニバーサルデザインを取り入れた情報発信を入れて、SNSについては課題ということで掲載しています。福祉教育のところですが、千代田区の場合は特色ある教育活動ということがございまして、地域人材の活用をしながら色々なテーマの学習をするという科目があります。その中に福祉の項目も入っていますので、重点事業として書き込むと同時に生涯学習についての事業も合わせて重点事業の中にも含めました。この丸数字が両方①になっておりますが、こちらは訂正いたしますのでご了承ください。

続きまして79ページ、青い色分けをしております成年後見制度の普及のページをご覧ください。こちらが今回独立した部分になります。成年後見制度の利用支援と法人後見や区民後見人等の活用、成年後見制度の利用促進というページがあって、ここに成年後見制度の内容をまとめております。

以降のページは前回同様、アンケート結果等の統計データのページになります。ざっと大きく変更した箇所のご説明をいたしました但、事前にご覧いただいた中で色々とお気づきの点があろうかと思っておりますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。

ご説明は以上になります。

○菱沼委員長 ありがとうございます。これまでいただいた様々なご意見を事務局の方でまとめていただいています。一応、これが最終確認になりますので、いくつかご意見をいただきたいところも出していただいておりますが、そこに限らず、お気づきの点があればご意見をいただきたいと思っております。

○角谷委員 民生委員の角谷でございます。直していただいた素案の方を見まして、まず34ページの②「千代田区において地域な身近な」となっておりますので、そこは誤りなのではないかと思いたしました。それと全般的に読ませていただいて、前からもちょっと思っていました但、私達、

民生委員児童委員協議会は、東京都におきましても、千代田区におきましても、「障害者」の「がい」という字をひらがなで書いています。やはり寄り添う気持ちもあるし、「害」という漢字が使われることが嫌だと感じている方がいるということに配慮いたしまして、全国的にはわかりませんが、東京都と千代田区においては「害」をひらがなにしているのですが、いかがなものでしょうか。以上です。

○菱沼委員長 障害者の表記について、区のお考えがあればお願いします。

○事務局 民生児童委員の会議体では、ひらがなをお使いだということですが、区の施策としては計画等でも障害者という表記を使っています。現在はそれに倣っている状況です。ただし、区のお考え方としてはそうですけれども、様々なお考えがあります。障害の害の字については、石偏の「碍」を使っている表記もありまして、そういった考え方についての解説を「千代田区としてはこの表記にしています」という様なお断りというか、そういった文言を追加することは可能と思います。

○菱沼委員長 実はうちの大学も障害の害はひらがなを使うんですけども、今、おっしゃった様に石偏（いしへん）の「碍」。進もうとしている前に障害物があって先に進めないという意味で、その人に障害があるのではなくて、その人の環境に障害があるという、その環境の障害を無くすことが大事だということで、石偏に「礙（さまたげる）」という字をあてようということをお考えしました。ただ、常用漢字ではないので、単に「害」という字のイメージということではなくて、本来的な意味を捉えると、そちらの環境の方の「碍」と捉えて、ただ常用漢字ではないので、ひらがなを使用しています。いずれにしろ、障害者の方も色々な考え方があって、漢字を変えたところで変わらないという人もいれば、やっぱり変えて欲しいという方と両方いらっしゃる。どちらの考え方も大事だと思うので、区として障害をどう捉えているのか、あくまでも環境の方の障碍をなくしていくんだということを書いていただいていると、よりわかりやすいかと思います。ひらがなにしている方の考え方も大切にしてくれるといいなと思いますので、ちょっと用語解説をしてもらえるといいかと思いますけれども、角谷さんいかがでしょうか。

○角谷委員 今回、SDGs、包摂性、協調性、ジェンダーとか、色々な言葉が出てきております。

新しい言葉がでていきますので、千代田区としても書いてみてもいかがかなと思った次第です。

○菱沼委員長 ありがとうございます。では区の方も考え方も踏まえて、用語の解説の説明をどこかに入れてもらえたらと思います。その他はいかがでしょう。

○小笠原委員 何点かありますが、いただいた時に気が付かなくて申し訳なかったのですが、46ページの重点事業の高齢者の見守りの窓口ですけれども、こちらは要配慮者の方は入りませんか。高齢者の方だけではなくて、医療介護の方。

○事務局 この高齢者見守り事業というのは、東京都の補助事業で、シルバー交番事業と昔は言っていたのですが、あくまで高齢者を対象とした事業となっています。ただここに高齢者の事業だけでよいか、と書かせていただいているのは、今、高齢者の事業だけが重点事業の中にある状態なので、他に並列してお示しする様な見守りに関する事業があれば、高齢者以外の見守りの事業も追加を検討した方が良いのではないかということです。ただ何を入れたらいいのか、事務局の方ですぐには思い当たらないということで、ご意見があればということで書かせていただいた次第です。

- 小笠原委員 見守りについては、大事なところになるので、ちょっと幅を増やして記載してはどうかと思います。それと20ページの地域づくりのイメージ図でコミュニティソーシャルワーカー。これはどんな人なの？ということで、ここに一部記載があったと思います。重点事業の中にあっただと思うんですが、図の所にコミュニティソーシャルワーカーとは何か、という文を入れてはどうかと思います。
- 事務局 ありがとうございます。今、コーディネーターによる地域の専門職支援と書いてある部分があります。こういったところが主な仕事ということで書いているんですけども、定義づけみたいなものもあわせて検討させていただきます。
- 菱沼委員長 よろしいですか。
- 小笠原委員 はい。
- 菱沼委員長 確かにコミュニティソーシャルワーカーは今回初めて計画に入れてくるので、「何だろう」と思う方はいらっしゃるかと思います。20ページが最初に出て来るページですので、ここにちょっと説明文があると確かによりわかりやすいと思います。
- 50ページの図は差し替えになりますか。これは地域福祉コーディネーターということで、他の地域で配置しているところを参考に入れていただいているので、地域福祉コーディネーターという場合とコミュニティソーシャルワーカーという場合があって、ほぼ役割は同じで捉えられるんですけども、表記がコミュニティソーシャルワーカーということで千代田に合った形で出してもらえたらと思うので、よろしくをお願いします。
- 金子委員 同じく20ページの図です。支援を必要とする区民（個人、家族）となっていますけれども、ここに若年層や、中高年は入ってこないのでしょうか。現在、ひきこもりや精神疾患は中高年の方が若者より数が増えているということで、支援を必要とする年代の幅が狭い様な気がしました。以上です。
- 菱沼委員長 20ページのイラストの部分ですね。
- 金子委員 そうです。子ども、高齢者、障害者、外国人となっている部分です。
- 歌川副委員長 これはイメージ図なので、支援を必要とする人は、おっしゃるとおり、高齢だけでなく、障害者だけでなく、普通の人もある日突然支援を必要とするんだけど、概念的に示した時に、子どもは児童福祉法の対象、高齢者は高齢者福祉法の対象、障害者は…という感じで書いてあるという理解ではまずいでしょうか。
- 金子委員 全体的にざっと見た時に項目とかでも、例えば21ページを見ても、特にそういう人に対する地域づくりのイメージにも入っていない様な気がするんです。360度やるのであれば、もうちょっとそのあたりも具体的にあげていった方がいいと感じました。読んでいても、この中でも抜け落ちている年代の様な気が全体的に見て思いました。なので、図の中からきちっとこういう方も対象にしているということを入れて欲しいと感じました。例えばボランティアとかNPOとか企業、社員とかが周りにピンクで書かれていますけれども、実際に抜け落ちている中高年とか若年層をきちっと書かれてはいかがでしょうか。
- 事務局 この図自体は、先程、部長からも発言があった様にイメージ図でございまして、イメージ図も今後書き換える予定がありますので、こういった図にするのか絵でこういった対象の方を示すのかについては少し検討させていただきたいと思います。また全体に若年層、中高年の施策が少ないというのは、行政で具体的な制度とか事業があるかないかに大きく影響を受

けています。そういった制度の狭間にある様なものであるとか、決して支援がないということではないのですが、やはりボリュームの大きいものがこうした計画だと少し目立つ形になってくる中でどうやってその課題を整理するかについては、整理の仕方として、例えばこういう風にした方が良くはないかということがあれば、ご意見をいただくと大変ありがたいです。

- 菱沼委員長 図に盛り込んでいくと膨大になってしまうというのがありますが、ここには「支援を必要とする区民」という言葉をもっと大きく強調してもらいたいと思います。対象属性はすべての人がということ。金子さんからすると例示の所に若者とか中高年という記載があった方が良くはないかというご意見ですね。
- 松井委員 松井です。遅れてすみませんでした。私もこれを見た時に区民の所に「すべての」という言葉をいれるだけでもだいぶ印象が違うのかなと思いました。「すべて」というと年齢も関係なく、誰でも対象になるんだということで、小さな言葉ですけど「すべての」という言葉を一言入れてはどうでしょうか。
- 歌川副委員長 「すべての支援を必要とする」とするか、「支援を必要とするすべての区民」とするかで印象が違うと思います。
- 松井委員 「すべての区民」が私はいいと思います。
- 菱沼委員長 ありがとうございます、それも一つのアイデアですね。「支援を必要とするすべての区民」という表現でもより強調されると思います。
- 長尾委員 あまり属性を特定しない様な老若男女、子どもも含めて市民達が集まっている様な絵にする方法もあります。あとは属性というより課題の例。下に生活困窮・ひきこもり・認知症・ダブルケアという課題の例だと思いましたが、この例示があるがゆえにこれに限られてしまう様な気がするので、このあたりもちょっと悩ましいところだと思いました。別にこの課題だけに限られるものではないので、どうするかという非常に難しいですが、課題は無数にある訳で、そこはいつそ課題の例を挙げないというのも一つかもしれないし、「等」をいれるというのもあります。この四つだけかという印象を与えるのもちょっと…。
- 事務局 例示をすることでかえって対象が狭まった印象につながってしまう事については複数ご意見をいただきましたので、どういう整理にするかについては検討させていただきます。すべての課題を抱えている方がすべて対象になるという印象を持って頂ける様に書き換えていきたいと思います。ありがとうございます。
- 小笠原委員 69 ページの地域福祉活動への参加促進と団体支援の所ですが、ここの中には子ども食堂という記載がないですけれども、千代田区に一つありますね。子ども食堂を増やしていくとか、そういうことは考えていらっしゃるのですか。
- 事務局 子ども食堂については、前区長の時に「子ども食堂というよりは放課後の居場所なんだ」という議論がされているのを聞いたことがあります。区として子どもの部分をあまり積極的に、例えばヤングケアラーについても、子ども食堂にしても、地域活動を支援しようという状況にはないように聞いていますので、その中で福祉があまり積極的に「します」とは書きづらい状況があります。例えばそういった活動をしていらっしゃる方がいるということを実事として書くことはもちろん差し支えないと思いますけれども、施策として子ども食堂を特に増やそうという状況ではないということ踏まえて、どう表現するかになると思います。

- 小笠原委員 その理由というのは何かあるんですか。区として子ども食堂とか、放課後の支援は結構充実してきていると思うんですね。そういう食に関する事が区としてあまり前面に出ていないというお話ですけども、その理由としてはどんなことがありますか。
- 歌川副委員長 今、事務局の方でお答えできないのは、放課後の支援に関しても、子ども部が所管している部分であって、子ども部に聞く限り、子ども食堂というものが世の中の的中的にかなり注目されているし、行政が公の事業としてやっている訳ではないが、地域でそういった活動があるという認識はあるけれども、それに対して区として体系的にそれを取り出して何かをしようという考え方は今の時点ではもっていないといわれています。先ほどのヤングケアラーもそうです。
- 小笠原委員 区の事業としてではなく、支援策の一つとして団体を支援するとか。
- 歌川副委員長 そういう意味でいうと、図の話と同じで、ここで言っているのは様々な地域福祉活動をしている団体を支援しましょうということはここで書いています。それを「どういう団体ですか」というものをすべて漏らさず列挙しているというよりは例示的な列挙をしています。制限列挙ではなく、例示的な列挙をしているから、そういう団体に対して支援をしましょうという姿勢は持っていますよ、ということを書いていると思うんです。ただ、どこまで具体的に記載するかというのは、先程、冒頭では説明しませんでした。この計画の位置付けもあって、具体的にこれをやります、あれをやります、例えばそれは予算に裏付けられていないと私達は言えないんです。そういうことを書くものではないので、ここに例示として子ども食堂の活動などいれるかはちょっと引き取らせていただきたいです。千代田全体としては子ども食堂がそれほど活発に行われている訳ではない中で、それを増やしていきますというような、そこまでの踏み込みは今の段階ではできません、ということです。
- 菱沼委員長 社会福祉協議会でも子ども食堂とかのサポートをしていると思います。社協さんの捉え方というか、社協さんのやっているところを教えてくださいませんか。
- 廣木委員 子ども食堂で我々に相談が入っているケースは、今、4件くらいは子ども食堂が立ち上がってきていて、支援をいずれして欲しいという相談は来ています。我々職員が実際どのような活動をしているのかを見に行ったりしておりますので、その中で必要に応じてサポート体制は考えて行きたいということは考えております。
- 菱沼委員長 子どもの貧困自体を解決することはなかなか難しいですよ。一方で孤立している親子と地域の方々がつながっていくことはとても大事です。ただ一時的であっても食を通じた支援によって生活の安定が変わっていくという意味合いはない訳ではなくて、それは子ども部の方でも、教育委員会の方でも色々考えてくださっているところだと思います。地域福祉計画で取り上げるとすれば、例えば子ども食堂の取組をコラムとして区内の活動を紹介するみたいなことはあったりする。子ども食堂に限らずにちょっと空いているページに実際にやってくださっている方の写真を入れたりしながら紹介するというのはあるかと思うので、もし可能であれば区内の活動紹介の様なものが可能かどうか、事務局の方々でも検討してもらえるといいかと思います。決して取組を応援していない訳でもないし、応援してくださっているところもあるかと思うので、その取り上げ方を考えていただけたらと思います。
- 廣木委員 もしかしたら、社協が今後つくっていく地域福祉活動計画の方で、住民の皆さんの活動の一環ということで、そちらの計画の方に具体的に記載していくことは可能かもしれません。

○歌川副委員長 もう一つ子ども食堂に関して、千代田区で色々な方が色々な意見をおっしゃる訳ですが、生活困窮の方々の学習支援という事業をやる中で食の提供も少ししていこう、ちょっとおやつ的な提供もしていこう、だったら子ども食堂で学習すればいいじゃないという意見もあります。

一方で、子どもの貧困から子ども食堂という流れがあるものですから、そういうものに参加することを嫌がる。それから貧困だから来るんじゃないで、やっぱり、どんな人でも、お金がないとかではなく、ご両親が遅くまで働いていて一人であるからそこにいた方がいいという人も来られる。そういう意味でいうと、先ほどいった「居場所づくり」という考え方の中で、場合によっては食も提供していくというのはありかと。そういう意味でいうと千代田区の特長も踏まえた在り方を考えなければいけないので、子ども食堂という言葉に引っ張られない方がいいのではという意見があるということだけ、少し付け加えさせていただきます。

○菱沼委員長 はい、ありがとうございます。その他いかがですか。

○長尾委員 構成を色々工夫してくださっている「成年後見制度」のところですか。やはり権利擁護の一環であることがわかった方がよろしいのかと。つまり、いろいろな見守り体制であるとか、福祉サービスとか、そういうものと切り離せないところはございます。そうすると基本目標2の中の施策として挟んでいった方がいいと思います。今の79ページ以下ですと、社協の事業として独立したものみたいな気がします。やはり、区がおこなっていく区長申立てとは切っても切り離せませんし、それ以外も認知症高齢者の早期発見、介護保険サービス、そういったところとも切り離せない分野ではあるので、60ページの後あたりに入るとか、そういう方がいいと思います。書いてある内容はこのとおりのと思うし、整理してくださっていると思いますし、区長申立てとの関係もその方が区の各部門との連携がわかりやすくいいんじゃないのかということ、基本目標2の中の「施策3 権利擁護支援の体制整備」の後に入るというのも一つアイデアかと思って拝見しておりました。

それから、79ページの取組内容の特に個人・地域・団体・企業等にできることですが、やはり利用を必要としている方を制度に周りの方がつなげないとうしようもないということがありますので、皆さんが理解を深めていても自分が認知症になったら自分は利用できないというものでは困るので、今あることに加えて、利用が必要な人を制度につなげましょうという主旨のことが入ってもよろしいのではないのでしょうか。

61ページの施策4 福祉サービス事業者の活動支援。これもとても大事なことですが、福祉サービス自体の利用支援は充分に行き届いているから今度こちらに目を向けてみようという主旨なのかと思うのですが、利用する側目線のことがどこにもないことがちょっと気になると思いました。利用支援と並行して事業者のサービスが充実すること、例えば介護認定や介護支援サービスで利用しやすくする。それはすでに十二分に取り組みされているかもしれませんが、そちら側のことも一緒に入ってもいいかという印象です。

○事務局 ご意見ありがとうございます。最初の構成については、過去の計画等も見ながら、内容について人権と制度が混在しているなかでいったん外に出してみたという状況でございます。少し見直してみると、また廣木課長とも少しディスカッションしたなかで、権利擁護との関連が少し気になる点をご指摘の通りありましたので、そこは施策3として基本目標の2に入

れた方が良いというみなさまのご意見が今日確認できましたら、その様に修正したいと思います。

それから 79 ページの部分に「周りの方が制度につなげる支援が必要だ」という部分については、それも追記をさせていただきたいと思います。最後の制度のサービス利用支援と事業者支援の関係についてですが、すみません、理解が行き届きませんでした。もう一度、お願いします。

○長尾委員 地域包括支援センターなどを通じて介護保険サービスであったり、あるいは障害のサービス、そういうサービスを利用しやすくする施策ってどこかに書いてあるのかもしれませんが、その流れの中でサービスを提供する事業所の選択肢が広がったり、サービスの質が向上したりということも利用者にとってのメリットであるという意味で、こういう施策4があるんだと思います。利用者が利用しやすくなる、利用するにあたって選択肢が増えるといった、利用しやすくなる部分の支援といますか、そういうところが全体的にあまり書かれていないように思いました。包括のことなどは、今さら言わずもがなかかもしれませんが、利用者の支援はあくまで利用者が利用しやすくなるのが一般だということがあるといいのかと思いました。そこはもう行き届いているのかもしれないですけども。

○歌川副委員長 今の先生のお話は、私はちょっとハッとしました。というのは、今言っていた様に、利用者にサービスをできるだけ提供して、必要な人にサービスを「どうぞ」ってやる体制はもう当たり前だと思っていて、今、千代田区に足りないのはサービスを提供してくれる人たちが、千代田区の地価が高いか、そういう状態の中でなかなか運営しにくいということはずっと課題として捉えていたものですから、現状の表記に全然違和感がなかったんですけども、確かに当たりの事をちゃんとやっていますよということをちゃんと書くのも大事なかなと思いました。ここの基本目標2の中に入っているということはOKだと思うんですけども、包括的相談支援体制の整備の中に相談の体制を整備するとともにその相談の中身、質の部分でもちゃんとやっていますと書いた上で、さらに事業者も支援をしていきますという流れも一つかなと、今、うかがっていて思いました。その辺は委員の皆さんのご意見もうかがってみたい。ずっと千代田区にいらっしゃる委員の皆さんに教えていただけたらと思います。

○菱沼委員長 今のご意見に角谷さんのお立場からどうでしょうか。

○角谷委員 私もこの成年後見制度の委員になっておりますが、最初は、何しろわからないことだらけでした。言葉が難しくて。やはりこれだけ、私たちが知らない中でも支援を受けたいという方がいらっしゃるという現実をだんだん知るようになりました。わからない方にはこれだけではなくて、こういうこともやっているということをもう少し書いていただく方がいてねいにわかりやすくなるのではないかと思います。

○松井委員 私は身のまわりの者とか、近所の町会の方とか含めて、困ったことがあるとすぐにあんしんセンターに電話するんですね。今は対象が高齢者ですけども。なぜすぐにあんしんセンターかという、自分の家族もそうでしたけれども、ケアマネさんをどこの事業所から選ぶにしても、すごく情報を提供してくださるし、いろいろなケースで本当にいつも素晴らしいと思っています。所長さんに「困った人いませんか」といわれる。「何かあったらすぐに

言ってください」と言ってもらえる。電話を一本かけるとその後の対応も素晴らしい。他の方にも何かあったら「地区のあんしんセンターに電話して」と皆さんには言っています。

これは少し今の話から先に進んでしまうかもしれませんが、私の希望としては、あんしんセンターや出張所の数を増やすのではなく、専門の相談員を置いて、世代を超えたどんな困りごとでも、区役所のどこかの部署につなげてくれる窓口になってほしいと思っています。

もう一つは、今、角谷さんから成年後見の話が出ましたが、私は千代田区が責任を持って成年後見制度をバックアップするという保証が欲しいんですね。区役所が全面的にしっかり見守っていますということがわかるとすごくありがたい。皆さんも安心するのではないかとと思っています。

○廣木委員 成年後見センターも運営しているので、権利擁護の立場からこの計画のことでお話をさせて欲しいのが、長尾委員もおっしゃった様に、私も今回、基本目標4に抜粋していただいた成年後見制度の普及ですが、どうしても成年後見制度の利用促進基本計画を載せなさいということなので、どうしても成年後見制度にばかり引っ張られてしまっています。そうではなく、権利擁護という大きな枠で、人それぞれ皆さんの権利があって、それをきちっと守っていくということが大元にあって、その基盤整備をまず必要とする、それを計画に載せていただけたらありがたいと思っています。その基盤整備の一つの手段として成年後見制度があるということ。それと先程おっしゃっていた福祉サービスの利用にあたって、自分が選択できる人はそれで全然問題ないですけども、その選択が自分では不可能な方、難しい方のために福祉サービスの利用支援事業というものがあります。日常生活自立支援事業という名称ですけども、そういった事業がその人に合わせてきちんとサポート体制がとれるような体制をまず整備していくことを具体的な取組として入れてもらいたいと思います。そこに合わせて、基本的にはまずそういう方たちをつなげていくということが一番大事なので、やはり相談体制の基本目標2の所に加えるのがいいと思いますし、実は権利擁護は、目標1も3も全部に関わってくることで、普段からの見守り体制も必要になってくるし、そのために区民の後見人さんを養成して、人材を育成して、権利擁護人材も増やしていかなければいけないということも載せていけたらいいと思います。それをするには、関係機関の皆さんとの連携が必要というところも区が取組として入れていただけたらと思っています。なので、基本目標2の施策3のところと連動させて掲載するということか、もしくは、もし別建てするのであれば、「成年後見制度の普及」というタイトルではなく、むしろ「権利擁護支援の体制の構築」みたいな形で全部に連動するみたいなものにするか、どちらかにするかと感じました。そこが一点です。

24ページの地域の居場所づくりですが、ここも何となく高齢者に特化されている様なイメージがあったので、例えばですが、先程も児童の分野とおっしゃってはいたのですが、児童館も地域の居場所の一つなのではないかと思いました。障害の分野も高齢者活動センターがあるなら、例えば「えみふる」はどうなんだろうと思いました。それは単純に思いましたので、お伝えさせていただきます。

34ページもそれに付随してですけども、多世代交流・多機能型福祉拠点の検討ということで、ここも多少は一覧表になっているんですが、単純に児童館を入れなくてもいいのかなと思いました。

46 ページの早期発見、アウトリーチ体制の強化のところ。重点事業の所で高齢者しかないというお話がありましたけれども、例えば今後の可能性を含めて、今、社協でやっているボランティアコーディネーターや地区担当。それだけに限らず色々な区役所の皆さんもそうですが、各コーディネーターがアウトリーチをされているかと思うので、そういうアウトリーチの取組みたいなものを入れても良いのではないかと感じました。

コミュニティソーシャルワーカーの役割の図の下にやはり具体的な例がないとイメージがわからないのではないかと思いますので、他区の事例でもいいのかもしれませんが、何か具体的に支援につながったというものが入ると良いのではないかと思います。

54 ページ「(2) ご近所福祉活動の組織化促進」と付けていただいているのですが、ご近所福祉活動というのが、社協がやっている町会に福祉部を設置してもらいたいという所からの組織化の活動になります。今は町会を単位とした形にはなっていますが、将来的にそこだけに限らず、区の施策としては圏域別による体制づくりみたいなものに発展していくのかなと思いますので、もうちょっと広い形で、何ていう名称にすればよいのか悩ましいですけれども、「地域福祉活動の組織化促進」という大枠でも良いのではないかと感じた所です。その基盤を整備するためにCSWが必要だということも載せた方が良いのではないかと感じました。

権利擁護支援の体制整備のところに入るのですけれども、冒頭にお話ししたとおり、58 ページになりますが、本人の意思尊重のところでは認知症の方への意思能力への配慮が2番目の重点事業に載っておりますけれども、これはすべて認知症だけに限らず、権利擁護支援を必要とする方々への意思能力への配慮という形で広げた方が良いのではないかと。また、正しい権利擁護に関する理解を深めていただくということも含めた方が良いのではないかと感じました。以上になります。

○菱沼委員長 ありがとうございます。貴重なご意見をいただいたので、ちょっと整理したいと思います。まずは長尾委員からあった成年後見制度の普及のところを別建てにしたことについては基本目標2施策3に合わせても良いのではないかとということ。他の地域で私も係わっていますけれども、別にする場合と一緒にする場合と両方あります。ただ、これくらいのボリュームでいけば施策3の所に入れてもいいようには思いますし、基本目標2で施策をもう一つ加えるというものあっていいかと思います。その時にはこの施策の3と4を入れ替えるか、権利擁護支援の体制整備と成年後見制度の普及を並べて、そこを合わせて利用促進計画という位置付けにするか、いずれにしても基本目標4として掲げるにはちょっと違和感があるかなと思うので、そこはちょっと検討してみてもらえますでしょうか。

いろいろなご意見をいただきましたが、46 ページのアウトリーチのところ。国の方でも重層的支援体制整備事業でアウトリーチ事業が入ってくるので、確かにそこで高齢者だけを掲げるのではなくて、重点事業としてアウトリーチ事業とか、一つ掲げて様々な関係機関が戸別訪問をしながら埋もれているニーズを発掘していくということを実際やっていらっしゃる場所もあると思うんです。なので、アウトリーチ事業というような掲げ方ができるのであれば、今やっていらっしゃることに加えてコミュニティソーシャルワーカーの配置によって、若者とか狭間の人に対する訪問もできるようになると思うので、書かれていいように思います。

54 ページについてお話をいただきましたが、町会福祉部も成長されてきたということは、それはそれで大事なことですけれども、町会に入っていない方ですとか、千代田区の場合には学びに来ている人たち、働きに来ている人たちといかに協働していけるかということになると、ちょっと町会福祉部の動きだけでは難しいかもしれないので、圏域ごとで動いていける組織を立ち上げていこうというイメージは大事だと思います。全社協は地域福祉推進基礎組織みたいな言い方をしたりするんですけれども、できれば「地区福祉協議会」や「地区ご近所福祉ネットワーク」みたいにするとかですね。私がかかわっている地域は「地区支え合い協議会」という名称を使うことが多いですけれども、確かにそういった言葉が入った方が、地域の方々は「新しい体制でやっていこう」というモチベーションが上がっていくんです。結局それが書かれていないと「町会福祉部でいい」ということになってしまって動きにくくなってしまうということはあるので、できれば仮称でもいいので、小地域、圏域毎で活動していく組織を位置づけられると確かにいいのではないかと思います。今いろいろな話が出ましたが、事務局の方から何かありましたらお願いします。

○事務局 地域の拠点の考え方になろうかと思います。今、お聞きしていた中でも、あんしんセンターを充実させて全世代に対応できるようにするという松井委員のご意見もあれば、廣木委員の今後6出張所を中心とした圏域に位置づけてというお話がありました。私たちの方でもどういう方向で圏域を設定して総合的な対応をするかということを決めていないので、ちょっとそこがブレてしまっているのかなと、ご意見をお聞きして思った次第です。

例えば、34 ページの基本目標 1 の施策 3。第 2 回策定委員会のご意見をお聞きして私どもでも捉えましたのは、将来的に地域に身近な出張所が一つ基本的な単位になったらいい、というご意見を多数いただいた印象がありました。部が違う出張所という組織と一緒に体制をつくっていくということは、作業としては少し時間がかかってくるなかでその報告で進めるのか。あんしんセンターでやろうとすると全世代の相談をどの程度受けるかということになります。重層的支援の検討をする際にあんしんセンターのセンター長と意見交換をするんですけれども、あくまでも高齢者の対応のために彼らは配置されているので、例えば子どもの相談は専門性がなくてそこまではとても担いきれないのではないかと、という反応も実際にはありました。そういったなかでどうするのかは今後の検討になります。

拠点も区としては出張所が線としては太いのかなと思うので、34 ページに「こういった形で検討しています」ということを書いていますけれども、そこが施策 2 の 54 ページの重点事業のところとハードとソフトのような感じで、そういった拠点の器の話と中身の業務内容や人の話でちょっと関連してきている。一応、今の中身では、暗に出張所でやっていくということをお互いがわかる内容になっていますけれども、そうではなくて、ここは両方セットとして、両方の整合性を考えていかなければいけないところなのかと事務局では考えていた次第です。そこは違う考え方でいいのではないかと、とりあえずこういった方向性を計画の中で出していけばいいのではないかと、といったご意見があればぜひ聞きたいと思います。

○菱沼委員長 今の拠点とか地域、組織化のところについて、ご意見をいただけたらと思います。

○角谷委員 私は神田地区ですが、実は今月の半ばくらいに地域ケア会議というのがありました。あんしんセンターの地域ケア会議に民生委員高齢者部会の方に出席していただき、2 時間程話し合いを行いました。その時に高齢者総合サポートセンターの方もいらしてくださったので

すが、「何でもわからないことはすべて私たちサポートセンターにご連絡いただければ、こちらから、それに合った部署に連絡しますから、わからないことがあったら全部引き受けます」とお答えいただいてすごく安心をいたしました。皆さんも「そういうところに連絡すればいい」ということがわかったという次第です。

○松井委員 角谷さんの意見と同じですけれども、私がさっきあんしんセンターの機能を充実させてといったのは、例えば息子の事やご近所の事で困った時にどこに相談すればいいのかという時、それをこちらが判断するというのはとても難しいことなんです。ですから、最寄りの出張所、あんしんセンターといった拠点になっているところにとりあえずいったら、そこの方たちが「区役所のここに相談したらいい」といったアドバイスが欲しいということなんです。相談されたからといって、その中で解決して欲しいというのではなく、それは無理だと思うので、昔、松戸の市役所が「すぐやる課」というのがありましたが、そういう感じで、身近なところに相談するとそこから先につないでくれる、ということが欲しくて「あんしんセンター」といいました。

今、あんしんセンターの方が2人1組で神田地区を回って、次に麴町地区でも訪問に行きますよね。玄関で話を聞く時に、高齢者から実は家庭の中で困っていることは子どものことだったり、ご近所のことだったり、そういうことがいっぱいあると思うので、とりあえずそこで引き受けてくださって、「こういうところに」という回答を頂けたらいい。この間、出張所の所長さんとお話をしたら、最近、婦人部長が一人の方を連れてきて、それがご近所トラブルだった。所長さんが話を聞いたらスッキリ解決をしたということがあったこともあるので、身近なところを利用してそういう窓口をつくって欲しいと思っています。

○菱沼委員長 今のお話でいくと、住民活動の組織化の話と専門職連携の話と少し整理をしていく必要があるかと思います。48ページの図が今のお話に関連すると思いますが、あんしんセンターさんは緑の部分、地域の専門相談支援機関というところをつないでいきたいと思います。実際、社会福祉法の規定の中で、自分のところだけで対応できない問題があった時には、高齢、障害、児童、各関係機関につないでいきたいと思います。今の人たちがやらなければいけない部分がある。その部分の連携をあんしんセンターと区全域でやっていきたいと思いますという所が非常に大事な所ですね。

一方で、小地域で住民の方々は色々活動をしていくとなった時に、身近な地域の相談先のところ。もうちょっと小さいエリアでもまとまっていけることができたというイメージになっているんだと思います。確かに住民の方々は専門職に相談に行くということもあるでしょうし、活動しているなかで知っている方に相談するというのもあってもいいと思う。いずれにしても、これをどこに相談していいかわからないということなくしたい、ということが大事なことだと思います。ご意見ありがとうございます。

○小笠原委員 私も地域に身近な相談先があるというのは、すごく大事だと思うんですけれども、私は麴町地区ですけれども、ほとんどマンションです。私はかがやきプラザで活動していますが、そこでお話をする方はほとんど神田地区の方なんです。麴町地区のいきいきプラザに体操に行ったりしますが、本当に数が少ない。そうやって活動に出てきている方はその場で相談したり、いろいろなところに手を広げていかれると思いますが、麴町地区ではマンションの中で必要がないということで生きていらっしゃる方がたくさんいます。私のマンションで

も1年くらい前に亡くなった方がいて、それが何か月もわからなかった。障害を持ったお子さんもいらしたということでした。その方はお母さんが亡くなったのもわからずにいた。そんな現実が身近に、下の階で3か月間もわからずにいたことにショックを受けました。色々なお話を伺っていると神田地区が多いので、麴町地区にももう少し居場所をつくって欲しい。居場所があっても必要ないという方が多いから行かないかもしれないですけども、やはりつくる必要があるんじゃないかと思います。高齢者のアンケートがきまして、主人が書いたのですが、「必要ない、一人で何でもやっていかれるから大丈夫、体操にも行きたくない、自分は何でも一人でできるから大丈夫」。周りの人に聞いてもそういう人は多い。これはやはり、麴町地区に必要ではないかと思います。麴町地区の皆さんはあんしんセンターや出張所にいっていらっしゃるのかとちょっと思いました。だからこそ麴町地区に必要だと思います。地域づくりの中に、そういう自治区にそういう場所をつくる必要があるのではないかと思います。

○菱沼委員長 ありがとうございます。まず、相談窓口に来る方は相談に来られる。相談する意欲がある方は相談することができるわけです。先ほどお話くださったように、私は大丈夫だから、自分たちは何とかなるから、となるとなかなか見えなくなってしまうわけです。地域の方々もその方の存在が見えていてもなかなか声をかけにくかったりするなかで、何をきっかけにつながれるかを一方で考えていくと、町会さんが頑張っていてくださっているの、町会活動の中でつながっていくこともあるでしょう。例えば、横浜の方でやっているのは、物資の運搬訓練をマンションの管理組合の方と一緒にやっていて、要は高齢者の方や障害者の方のところに物資をお届けに行くという活動を地域の方々がやっていたらいい。避難訓練をしても来られない方々、参加しない方々にお届けに行き、そこで関係性をつくっていかうとすることもあつたりするので、専門職に相談しやすい仕組みをつくと同時に、埋もれている方々と関係性をつくる機会をいかに設けるかという両面を考えていけるといいと思います。そこで町会さんだけではなく圏域ごとの組織化ができないか、そして社協さんのコミュニティソーシャルワーカーが配置できれば、その方を中心に新しいつながりをつくっていけないだろうかというところですね。

○廣木委員 社協の方にも、例えばマンションの管理人さんから「こんなトラブルがある」という相談が具体的に入ってきたりします。そういった際には職員が現場を見に行ったりして、どこに問題があるのかということで話し合いをしたり、という様なこともありますので、そういった相談があった時に、そこに何か潜んでいるかもしれないという課題の掘り起こしに行くのが、まさに地域福祉コーディネーターの役割なのではないかと思います。そこは専門的な形で専任者が職員として付けば、そういった課題に取り組む時に色々な関係機関の方と連携しながら、課題解決を地域の皆さんと一緒に考えましょうという形で地域づくりにも発展できるのではないかと考えております。あんしんセンターにもよく皆さんの相談がはいって、やはりあんしんセンターは高齢の分野にもなるので、こういったことはどう解決すればいいの？ということで、あんしんセンターさんから社協につながるということもありますので、とにかく自分の知っているところにまずは駆け込んでもらって、関係機関がみんなで連動しているということが共有されていけば、解決につながるのではないかと思います。

○菱沼委員長 今のお話を聞いて 49 ページの重点事業②コーディネーターの連携強化とありますが、コーディネーターだけではなく、「関係機関・コーディネーターの連携強化」みたいな表現をしていただいた方が、例えばあんしんセンターの方も高齢、障害、児童の各関係機関が連携しているということも表せると思うのでいいかなと思います。ちょっとコーディネーターだけではなく「関係機関・コーディネーターの連携強化」とした方がいいと思います。ご意見ありがとうございます。

今日はこれでパブリックコメントを出すという段階なんですけれども、なかなかここでどう文言を変えていくのか。事務局の方々も悩む所も出て来てしまうかもしれません。事務局の皆さん方で、ここを確認したいというところがあれば、残りの時間に出していただくのがいいかと思います。いかがでしょうか。

○長尾委員 とても細かい語句の話ですけれども、58 ページ重点事業①障害者の合理的配慮の部分、言葉の使い方として「障害者に対する」とか「障害者への」という対象者であることがわかる助詞を使った方が良くと思います。障害者が配慮する訳ではなくて、障害のある方に対する配慮です。

それから廣木さんからもご指摘がありました。②意思決定支援への配慮ということは、確かに高齢の方に限らないですが、その「意思能力の配慮」、これはちょっと用語としては適切ではないです。意思能力というのは権利・義務の主体になれるものですが、この文脈はたぶん「意思決定」または「意思決定支援への配慮」だと思います。権利擁護を必要とするすべての方へという、先ほどの廣木さんのご指摘を入れてもいいと思います。

60 ページ、虐待防止のいろいろな所管が書いてありますけれども、要介護施設従事者の虐待だけではなく、たぶん障害者虐待の通報窓口、養護者による高齢者虐待の通報窓口の所管があると思います。そこがちゃんと入っているようにした方がいい。虐待に関しては一番下に「高齢者施設従事者の虐待防止の推進」しかないように見えますので、たぶんこれから盛り込まれると思いますが、ちょっとそれが気づいた点です。

○事務局 今のご指摘について、先ほど廣木課長からご指摘のあった事業の掲載の考え方もそうですが、計画策定にあたって各所管で事業の調査を行いまして、そこで実際に行っている事業をベースとしたために、今のようなことが起こっています。障害では実際に行っているけれども、事業項目として上がってこなかったと思われます。そういった整理の仕方による場所もありまして、所管を載せると事業内容の問い合わせが所管にいくということもあるので、今後やっていきますとか、検討しますということについては基本的に福祉総務課を所管にして、問い合わせがあった場合に計画の検討を通して今後こういった方向でやっていきたいと考えているということで説明ができる様に、いったん整理をしているところです。

やはり地域福祉計画という計画範囲の広さから、どうしても重点事業といった時には今のような考え方になるんですけれども、もちろん、取組として障害者の方へのそういった配慮がないというわけではないので、こちらでどの様に表現するのかを整理させていただきたいと思います。そこはちょっと預らせていただければと思います。

○長尾委員 ありがとうございます。

○歌川副委員長 皆さんに印象として確認をしておきたいのですが、重点事業として「これを今やっているんです」ということで、やっていることは所管が書いてあって、「こういうことをしな

いとけないので検討していきます。重点事業として今後」という書き方をしたいということでご理解いただきたいと思います。

それと、私も実は今日改めて見て違和感を持っているのは、重点事業の後ろに表になって「実施する事業」というのがありますが、これにどういう印象を持たれたでしょうか。この「実施する事業」というのは日本語として「これからやるよ」と言っている様にも見えて、そうすると網羅しているわけではない部分があって、例えば 51 ページの包括的相談支援体制のところの実施する事業の中に子どもが入っていないんですね。金子さんがずっとおっしゃっている、もしこの並べ方で相談しているという場合は児童家庭支援センターの相談窓口を入れなければいけなくなってしまう。この「実施する事業」と見た時にどういう印象を持たれたかをうかがいたいので、何かありましたらお願いします。

○長尾委員 ちょっと私も混乱してコメントしたかもしれないんですが、59、60 ページの重点事業にあたっているものを見ると、「実施する」というのは「新たに」という意味なのか、それとも「実施している」という意味なのか。だんだん読んでいてわからなくなってしまうところなんです。重点事業とぴったり重ならなくていいんだとすれば、少し言葉を整理すればいいかもしれない。

○事務局 この点については、かなり現実的な整理の都合といいますか、まとめ方とタイトルの付け方のミスマッチなんだと思います。この計画は当初から、アンケート、各所管からの事業の調査、部会での意見交換などを通じていろいろな情報を集めたうえで取りまとめており、第2回までお見せした案はこうしたボトムアップでつくってきたものでした。そうすると細かい事業が出ている割に大きな考え方ははっきり示せないつくりになってしまっているということで、今回、トップダウン型に大きく整理し直したということがあります。その時にボトムアップで挙げてきた事業をどう掲載するか非常に悩みまして、すべて落としてしまうという選択もあったんですけども、いったん、優先順位を付ける形で重点的にやるものと「その他の事業」というニュアンスのものに分けたところなんです。ですが、「その他」という風に事業に格付けをするような表記になってしまうことに少しためらいがありましたので、「実施する事業」という表記にしたところなんです。そういったことを踏まえて事業の掲載の仕方とか、掲載の位置付けについてもっとこうした方がいい、というご意見をいただけたら助かります。

○菱沼委員長 他の地域に関わるなかで、どんな表記をしているか見ていたんですけども、あるところだと「主な取組」という風にして、単に事業と所管課だけではなくて、その事業が何をしているかを2～3行入れたりしている。羅列するだけだと、ちょっと何を言っているかわからないところがあるので。

品川区の地域福祉計画を見ますと「具体策」と書いてあります。やはり事業とそれに対する紹介のような形で書かれているので、ここの「実施する事業」で事業名と所管名だけだとわかりにくかったり、逆にこれだけなのかという風になったりするので、主な取組とか主な事業みたいにして、その事業を紹介する様なことであれば挙げてもいいように思いますし、または、とってしまっ重点事業だけ中心に計画にまとめるという考え方もできなくはないところなんです。ただ今の段階からそれぞれの事業の説明を書き加えるというのは、ちょっと大変な作業だと思います。

○事務局 実は原案でつくった事業説明を除いて掲載していますので、事業ごとに埋まっている、埋まっていないという密度の濃さに違いがあるにしても、そこは掲載することはできます。逆に悩ましいのは、先ほども申し上げたように所管のところですか。こんな取組をしていますというのは、逆に所管がない方が自由に書けるわけです。なので、そういった所管なしで、その他の取組というか、もう少し言葉は違うでしょうけれども、取組を「こういったことをやっています」ともう少し大括りで書いてしまえるのであれば、逆にその方が少し整理しやすくなると思います。どうしても所管が入ると、その所管がこの事業をどういうつもりでやっていますとか、今後どういう風にやっというとしてなど、内容に対する責任をもって記載する必要が出てきます。ここに挙がってきている事業は、実は個々に事業の規模がかなり違っていて、方向性を書ける事業もあれば、事業説明になってしまう事業もあるので、今はこういう形で載せているようなところがあります。その粒の違い、責任の所在の表記といったところを、全部整理がつく形はどのようなものなのかが悩ましいところです。

○菱沼委員長 確かにこの「実施する事業」という言葉は変えた方がいいし、「主な取組」みたいな表現でもいいのかなと思います。まず福祉総務課の方で書けるところを出してみるということももちろんいいのではないのでしょうか。コラム的に写真を紹介するとか、事業説明を紹介してもらった方がいいかと思います。今日の段階では「実施する事業」ということではなくて、「主な取組」として書けるところを書いていただいて、場合によっては抜いていただくこともあるかと思うんです。ページの範囲内で調整してもらおうということでもよろしいでしょうか。

○長尾委員 そうですね。それでよろしいと思います。その方向性で私も賛成ですが、このつくりですと、どうも重点事業よりこちらの方がメインになるのかなと。今、「実施する事業」と言っている表の方が目立っていて、こちらがむしろメインの様な印象になっています。例えば59、60ページの所だと、59ページの下の方がたぶんメインで力を入れている施策でその強弱がたぶん逆の目立ち方になっている。もしかして出てくる順序もどうなんだろうとか。こっちが重要なんですってというのが今説明を聞いてやっとわかったという所がありますので、体裁を少しわかりやすくするとよいかと。

○歌川副委員長 最初に少し申し上げたかもしれませんが、計画の体系というのが行政の中ではあって、どのレベルで書くのか、要するに「こういうことをやりますよ。区民の皆さんちゃんと知ってくださいね」「こんなことをやっています」という具体的なことをお示しするレベルというのがあります。一番わかりやすいのは毎年毎年の予算の事業なんです。それをここに書いてしまうと、3年、5年、ずっとそれに拘束されてしまうから、こういうのは基本的には書かないで、こういう方向でいろいろ取り組んでいきたいと思いますという方がいいんじゃないか、という考え方もあって、今は比較的そっちの方向に流れつつあります。計画もトレンドがありますので、計画に数値を出して、何年後までにはこれだけやります、というようなものを掲載する時期もあったのですが、それはなかなか労力を使うので、つくった時点でできることしか書かなくなってしまう、本来やるべきことを書けなくなる、ということもありましたので、だんだんこういう取組の方向性で区としてやっています、周りの状況、区民の方の状況もいろいろ変わるなかでそれに年度ごとに対応していきます、という流れになりつつあります。今日いただいたご意見を参考にさせていただいて、事務局で少し整理させていただきます。限られた時間なのでやれる範囲で。そこはご了承頂ければと思います。

○菱沼委員長 はい、ちょっと時間的なこともあるんですけどもよろしくお願ひします。その他、さっき出た小地域のことについては社協さんの方々でちょっと調整してもらえますか。どんな表現ができるかで、社協の考え方も含めて行かないといけないと思うので、そちらの方よろしくお願ひします。

私から一点。協助という言葉がいくつか出ていて、例えば14ページ、15ページのあたり。これは千代田区さんが独自に使ってきた言葉なんですけど、ちょっとそれについて説明がないと、今は国の「共助」は「共」の方です。地域包括ケアシステムでいくと、自助、互助、共助、公助の四つで示しているの、おそらく介護保険の事業計画ではそこにならっていると思います。いずれにしてもこの「協助」という言葉について説明を足した方がいいと思います。共助と何が違うかについての説明を。前の方の説明ではちょっとはっきりしないところがあったので。そこが一点だけ気になった所です。よろしくお願ひします。

○事務局 公助、共助については120ページに今、先生がおっしゃってくださったことが書かれているんですけども。実は現行の計画の中で協力の協助を使っているの、今はあまり考えずに踏襲している状況です。だけど、国の制度の中でも「共助」という中で、揃えた方がいいのかどうか。それは今回の策定にあたってどの言葉を使っていくかということになるので、ここでご意見があれば伺ってもいいのかなと思います。

○菱沼委員長 国の方でいう「共助」というのは、皆がお金を出し合っている社会保険のところ、介護保険制度の所で共助と言ってしまうと、区民の方々の助け合いは互助に該当する。ですので、ちょっとそれは他の計画がどう使っているのかによるので合わせた方がいいと思うので、国が言っている事と区内の他の計画がどうなのか。そこに合わせるように用語を使っていたら、整合性を確認してもらえればと思います。いかがでしょうか。

○事務局 ジャパン総研と申します。今の共助の話ですけども、委員長のおっしゃるとおり確認するというところで結構ですが、確か、区の総合計画で「協助」をあえて使うということが入っていた記憶があるので、そこも確認をいただきたいというところでございます。

○菱沼委員長 そこは確認をお願いします。

○金子委員 26ページの「地下鉄が多いため、階段を利用する上下の移動が…」となっていますが、地下鉄とわざわざ書く必要はないのではないのでしょうか、みんなエレベーターになっているので。58ページの現状と課題の1行目、「性自認野性的志向」は「性自認や性的思考」に訂正してください。

120ページの用語解説にアウトリーチという言葉は入っていますか。アウトリーチは福祉用語ですか。ちょっとカタカナが多すぎる気がする。バリアフリーは入っているのでアウトリーチぐらいは入れてもよいのでは。以上です。

○菱沼委員長 はい、ご意見ありがとうございます。それでは今後のスケジュールについてご説明をお願いします。

(2) その他

(特になし)

3 閉 会

○事務局 活発なご意見ありがとうございました。今後の予定についてご説明申し上げます。本日のご意見と庁内各所管の意見を受けまして、最終調整を1月中に行いまして、パブリックコメントに付す案を決定する予定でございます。2月上旬に議会報告、2月下旬から3月上旬にパブリックコメント実施、3月中旬にはパブリックコメントの意見を取りまとめさせていただいて、3月28日午前中に第4回の策定委員会を開催させていただいて、案の確認をお願いしたいと考えております。年度末の大変お忙しい時期に恐縮ですが、3月28日午前10時からを予定しております、いかがでしょうか。今の時点でご予定がおありでしたら、再検討いたしますが、よろしいでしょうか。では次回3月28日午前中ということで、時間、会場等は改めてご連絡申し上げます。事務局からは以上でございます。

○菱沼委員長 ありがとうございます。もし可能であれば、パブリックコメントを出すタイミングで委員の方々にデータでもいいので送ってもらえるといいと思います。サイズの調整もいろいろあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

そうしましたら、非常に日程的には限られているなかで、大事なご意見をたくさんいただきました。ありがとうございます。年内はこれで終わりになりますので、皆さんお身体をお大事にさせていただいて、良いお年をお迎えいただけたらと思います。それでは事務局に戻します。ありがとうございました。

○事務局 それでは、これもちまして第3回千代田区地域福祉計画策定委員会を閉会いたします。活発なご意見をありがとうございました。

—了—